

# 五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員一般選挙時における投票時間の見直し計画

令和 7 年 1 2 月

五所川原市選挙管理委員会

## 1 趣旨

当委員会では、これまで五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員一般選挙の投票時間を午前7時から午後8時（市浦地域は午後7時）までとしてきました。近年では期日前投票制度が定着しており全投票者の半数以上が利用していることや、県内近隣市町村において投票時間の繰り上げを実施している市町村が増えてきている状況であるため、令和8年6月執行予定の五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員補欠選挙時から投票時間を2時間繰り上げ午後6時（市浦地域は3時間繰り上げ午後5時）とするものです。

当日投票時間（現行）	→	当日投票時間（繰り上げ後）
午前7時～午後8時（市浦地域午後7時）		午前7時～午後6時（市浦地域午後5時）

## 2 近年の当市の選挙における当日投票の時間別投票状況（※）

選挙名	当日時間別投票者数			当 日 投票者数	投票総数	不 在 者 投票者数	期 日 前 投票者数	全投票者に對 する期日前投 票者割合
	午前7時～ 午後6時	午後6時～ 午後7時	午後7時～ 午後8時					
R7.7.20 参院選	8,714人 (89.05%)	730人 (7.46%)	342人 (3.49%)	9,786人	23,177人	225人	13,166人	56.81%
R6.10.27 衆院選	10,525人 (93.06%)	562人 (4.97%)	223人 (1.97%)	11,310人	23,171人	265人	11,596人	50.05%
R5.6.4 知事選	11,134人 (91.57%)	676人 (5.56%)	349人 (2.87%)	12,159人	27,253人	237人	14,857人	54.52%
R5.1.22 市議選	12,050人 (89.77%)	1,160人 (8.64%)	214人 (1.59%)	13,424人	28,404人	325人	14,655人	51.59%
R4.7.10 参院選	10,022人 (89.63%)	1,016人 (9.09%)	143人 (1.28%)	11,181人	22,706人	332人	11,193人	49.30%
R4.6.19 市長選	14,603人 (92.18%)	1,089人 (6.87%)	150人 (0.95%)	15,842人	29,557人	343人	13,372人	45.24%

※当日時間別投票者数の下のカッコ内は当日投票者数に対しての割合

（当日時間別投票者数については、各選挙の速報時間によって時間が午後5時及び午後7時30分となっている場合があります。）

## 3 実施理由及び効果

- ①期日前投票制度が定着し、投票者の半数以上が期日前投票制度を利用しています。
- ②当日投票の午後6時から午後8時までの投票者数は少ないため、午後6時までに2時間繰り上げても選挙人の投票に支障を来さないものと考えられます。
- ③投票管理者及び投票立会人の負担軽減
- ④投票事務従事者の負担軽減及び人件費の削減
- ⑤開票管理者及び開票立会人並びに開票事務従事者の負担軽減

#### 4 県内市町村の状況

令和7年7月20日の参議院議員通常選挙では、県内17市町村において一部の投票所の投票時間の繰り上げを実施しております。また、近隣の市町村では、市町村長選挙及び市町村議会議員選挙について、全ての投票所又は一部の投票所において投票時間の2時間繰り上げを実施している市町村が増えてきております。(令和7年7月20日時点)

#### 5 投票時間繰り上げにあたっての考え方

今回は令和8年6月執行予定の五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員補欠選挙に向けての投票時間の2時間繰り上げ(市浦地域は3時間繰り上げ)とし、今後の五所川原市議会議員一般選挙においても実施していくこととします。

期日前投票の投票時間は、現行どおり午前8時30分から午後8時までとします。(ただし第4期日前投票所「ELM 又はつがる克雪ドーム」においては午前10時から午後8時までとします。)

#### 【参考法令】

##### ◆公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。